



都市計画道路補助131号線一方通行保持に関する陳情

(19 陳情第 47 号)

受理年月日	平成19年9月21日
陳情者	 

(要旨)

裏面のとおり

杉並区議会

◎陳情の主旨〔補助 131 号線について〕長年に渡り関東バスを利用している者です。

人と車が共有できる交通体系が見つかるまで安全第一の現状を維持してほしい。杉並区が明確に此の駅前の 131 号線部分の安全確保を区民に説明できるまでは一通のままであるように警視庁と協議を充分にして頂きたい。

この道路が自動車交通機能にこれ以上占領されることなく〔地域の人々のためにやさしい131号線〕であり続けてほしい。

◎陳情の理由

ターミナル機能としての 131 号線

1. 杉並でNo.1の客さばきの駅なのに、これにふさわしいロータリーが荻窪駅南口にはない。だから手狭な此の駅前の 131 号線がバス・タクシーのターミナル機能を果たし続けている。
2. 駅前 131 号線の左わきに位置するバスベイは縦に 4 台バスが並んでいて、ラッシュ時の発車にはヒヤヒヤさせられる。かなりの技術と道巾を必要とする。朝夕の混雑時はバスは斜めにしか停車出来ず、この姿勢で乗降客を処理する。
これを乗り越えて後続のバスが発車する。
3. 131 号線は南口にとって根幹となる表玄関の道路であり乍ら、拡幅整備後の現在すら、バス等の大型車が乗り入れる道路としては巾が狭い。駐車場や停車帯がないために、買物通りや住宅地域にまで車が進入し、歩行者の安全を脅かす。
4. 10 年を費やし整備した後ですらラッシュ時の巨大交通結節拠点の区民をさばき切れず飽和状態。広い駅勢圏を持つこの地区はさらにバスターミナルやタクシープール等の公共交通の整備が望まれる。